

「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定する特定施設（水質基準対象施設）の追加」に対する意見の募集結果について

【概要】

環境省では、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定する特定施設（水質基準対象施設）に4 - クロロフタル酸水素ナトリウム製造に係る施設、2, 3 - ジクロロ - 1, 4 - ナフトキノン製造に係る施設を追加し、その水質排出基準を10 pg-TEQ/l とするため、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）等の改正を行うこととしております。

本改正について、平成15年10月17日から11月17日まで、広く国民から意見の募集（パブリックコメント手続）を行った結果、意見の提出はございませんでした。

【意見の提出状況】

封書によるもの	0 通
F A Xによるもの	0 通
電子メールによるもの	0 通
計	0 通
意見のべ総数	0 件

今回は、意見の提出はございませんでしたが、今後とも水環境保全行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。